

2020年4月1日

全国社会保険労務士会連合会 国連グローバルコンパクト コミュニケーション・オン・エンゲージメント

UN Global Compact Communication on Engagement

全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）は、2018年4月1日に「健全なグローバル化」と「持続可能な社会の実現」に向けた活動を推進するため、国連グローバル・コンパクト（以下「UNGC」という。）に署名いたしました。

私は、連合会が、UNGCが提唱する10原則を支持することを確認し、表明いたします。

社会保険労務士制度（以下「社労士制度」といいます。）は、日本の社会保障の変遷の歴史の中で、労働社会保険関係法令に通暁し、適切な労務指導を行える専門家が必要とされた社会的要請のもとに、労働社会保険諸法令の国家資格制度として1968年に社会保険労務士法（以下「社労士法」といいます。）が成立・施行され今日に至っています。

現在、約43,000人の社会保険労務士（以下「社労士」といいます。）が、実務を通じ労働社会保険諸法令の実効性の向上と国民生活や労使関係の安定に資する活動を展開しています。

社労士制度は、社労士法第1条において「労働及び社会保険に関する法律の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること」を目的としております。

社労士の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、社労士の指導及び連絡に関する事務を行う連合会では、会員である社労士への情報発信等を通じてUNGCが提唱する普遍的原則を啓発して参りました。2015年からは、CSR（企業の社会的責任）、特に労働に関するCSRについての研究を進めております。この研究を通して、社労士制度は、UNGCが提唱する項目、特に人権と労働において、UNGCの達成に貢献するものであると理解しています。

わが国の昨今の労働経済分野における状況においては、少子高齢化、特に中小企業での人手不足感が顕著となっています。

このような状況に対応すべく、働き方改革関連法が順次施行される現況にあつて、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保、いわゆる同一労働同一賃金への対応、外国人労働者の雇用など、企業における労務管理はますます個別かつ具体的な対応が求められることとなり、労務管理及び労働社会保険の専門家である社労士による支援の必要性と重要性は一層高まるものと考えられます。

グローバル社会において、企業はますます国際労働基準に基づく人権の擁護と社会的課題への対応が求められるでしょう。当然のことながら、企業のこうした対応は、日本全体

そして社労士制度の発展にも繋がり、さらには平和で安定した国際社会の実現にも寄与していくと思われます。

世界では、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げられ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現が叫ばれている中で、まさに社労士制度は、持続可能な労働社会保険制度の実効性を担保する具体的な制度であり、世界に必要とされる普遍的な役割を持っていると考えます。

一人ひとりの社労士が、UNGC の理念を十分に理解し、その視点を持って、人の心に寄り添い、「人を大切にする企業」づくりを支援し、「人を大切にする社会」の実現を目指すこと、これが社労士の社会的使命であると考えます。

連合会は、社労士制度が UNGC とその原則に適うものであり、連合会及び全国約 43,000 人の社労士はその実現の担い手であることを十分認識するとともに、労務管理及び労働社会保険に関する日本の国家資格者として、その職務を通じ「健全なグローバル化」と「持続可能な社会の実現」に強く貢献できる存在であることを啓発し続け、その活動を支援・促進するための事業を積極的に展開していきます。

全国社会保険労務士会連合会  
会長 大野 実

## 具体的な取り組み

1. 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」が可決・成立したことを受け、社労士が働き方改革関連法の趣旨を正確に理解したうえで、企業に対し実用的な支援が行えるよう取り組みました。

2018年12月5日開催の社会保険労務士制度創設50周年記念式典記念シンポジウムでは、「日本の未来づくりと社労士の役割～人を大切にする社会をめざして～」と題し、全国から約4,300名の社労士が集う中、日本の働き方の構造的な変化と社労士の役割、国際的な視野からの社労士の役割と50年先のビジョンなどをテーマに、有識者との間でパネルディスカッションを行いました。

また、行政機関や関係団体と協力し、働き方改革が目指す長時間労働の是正、同一労働同一賃金の導入、仕事と子育て・介護・疾病等と両立可能な環境整備、時間や場所にとらわれない働き方などに関する制度周知のための支援ツールの作成、周知に取り組みました。

加えて、労使双方の抱える諸問題の解決に努めるための電話対応、都道府県社会保険労務士会での相談窓口の運営や、社労士会独自の団体として設置する労働紛争解決センターで相談対応に応じました（電話対応件数1,891件、全国の相談所対応件数6,966件、解決センター受付件数94件、いずれも2018年度実績）。

2. 社会貢献事業については、近年、突発的に発生する自然災害や、2011年来の東日本大震災など、被災地域の復興について、会長声明として支援活動に取り組むことを表明するとともに、都道府県社会保険労務士会による被災された方々への雇用・労働問題に関する無料相談窓口の運営などの取組みへの支援を継続して行っております。また、年金相談の担い手として全国80箇所の街角の年金相談センター（オフィスを含む。以下「街角センター」という。）を運営し、805,851件の相談に応じました（2018年度実績）。現在も、国民の信頼を得てその利便に供しています。

3. 広報に関する事業として、人の心に寄り添い、「人を大切にする企業」づくりの支援と「人を大切にする社会」の実現を目指した取組みとして、女性の育児介護と仕事の両立などをテーマとした動画を、YouTubeやFacebookを介し、連合会特設サイトを閲覧してもらうなど、広く社会に展開するための広報を実施し、国民に向けて我々の取組み等に関してより知っていただくための情報発信を行いました（各種動画視聴件数1,122,181回（2018年度実績）、2,126,111回（2019年度実績））。

4. 社会保険労務士総合研究機構では「社労士による労働CSR推進プロジェクト」を設置し、社労士各人が「労働CSR」とは何かという問いに答えることができ、さらには社労士の日々の活動にどのように取り組むべきかを示す「労働CSRガイドブック」の作成

の構想を取り纏めました。今後は、本ガイドブックを活用し、社労士各人がクライアント企業等に労働CSR導入の実施について助言することができるよう研修の実施等の事業展開を計画していきます。

5. 2008年、連合会は、「国際活動推進宣言」を掲げ活動してきました。

近年、アジアの国々では、社会保障制度が急速に整備されつつありますが、その制度運用にあたっては、適用や徴収等法制度の実効性について、大きな課題に直面しています。これらの課題は、日本の社会保障制度の骨格が確立した時代の課題と共通する部分があります。日本の社会保険制度の安定的な執行や運営に、実務を通じて寄与した社労士制度の知見を活かすべく、他国への社労士制度導入事業に積極的に取り組みました。

インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）では、独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携のもと、インドネシア版社労士制度である「プリサイ（BPJS雇用）」と「カデルJKN（BPJS健康）」の本格導入がなされたところであり、両制度の将来展望を明確にすべく、資格の法制化に向けた支援を行いました。

また、韓国公認労務士会との交流を通じ、2018年7月に、国際雇用労使関係学会（ILERA）2018世界大会日韓共同フォーラムに、同団体の参加要請を受け登壇するとともに、意見交換を行いました。

さらには、ILOの協力を受け、社労士類似制度を持つスペイン、イタリア、ルーマニアとの交流を図り、2018年5月にフランス・パリで開催されたヨーロッパ労働専門職大会に参加し、2019年6月には、イタリア、スペイン、ルーマニア、韓国、カナダ、日本の6か国の専門家が集い、「世界労働専門家協会」が新たに創設されたところです。

2018年12月6日には、社労士制度創設50周年事業の一環として、国際労働機関（ILO）との共催による「国際社労士シンポジウム」及び「日本の社労士制度に関する国際ラウンドテーブル」を国連大学で実施しました。

このような活動を通じて、ヨーロッパやアジア諸国とのネットワークの構築を図り、日本の社労士制度が、諸外国においても社会保障制度の運営に寄与する普遍的で有益な資格制度であることを広く内外に示しました。